（中小企業等預金）

第二十二条　前三条の規定は、中小企業等預金の資金流出率について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第二十条第一項中「リテール預金」とあるのは「中小企業等預金」と、前条中「リテール安定的定期預金」とあるのは「中小企業等安定的定期預金」と読み替えるものとする。

（リテール負債性有価証券）

第二十三条　第十九条及び第二十条の規定は、リテール負債性有価証券の資金流出率について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第二十条第一項中「リテール預金」とあるのは、「リテール負債性有価証券」と読み替えるものとする。

（海外営業拠点等におけるリテール無担保資金調達に係る特例）

第二十四条　銀行持株会社等の海外営業拠点等が所在する国又は地域において流動性カバレッジ比率の基準等が適用されており、かつ、リテール無担保資金調達について当該流動性カバレッジ比率の基準等において定められた資金流出率が前五条に定める資金流出率よりも大きい場合には、当該国又は地域におけるリテール無担保資金調達については、これらの規定にかかわらず、当該流動性カバレッジ比率の基準等において定められた資金流出率を適用することとする。

第三節　ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

（ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額）

第二十五条　第十七条第二号に掲げる「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

（事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達）

第二十六条　事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達（負債性有価証券に該当するものを除く。）の資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座に預け入れられた預金等　二十パーセント

二　前号に掲げるもの以外のもの　四十パーセント

（その他ホールセール無担保資金調達）

第二十七条　ホールセール無担保資金調達（負債性有価証券に該当するものを除く。）のうち前条に該当するもの以外のものの資金流出率は、百パーセントとする。

（適格オペレーショナル預金に係る特例）

第二十八条　前二条の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、銀行持株会社等は、オペレーショナル預金のうち適格業務に必要であり、流動性ストレス時においても一定の残高が維持される蓋然性が極めて高いと合理的に認められる部分（以下この条において「適格オペレーショナル預金」という。）の額について、二十五パーセントの資金流出率を適用することができる。

2　前項の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、適格オペレーショナル預金のうち、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分の資金流出率については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「リテール預金」とあるのは、「第二十八条第一項に規定する適格オペレーショナル預金」と読み替えるものとする。

3　前二項の「適格業務要件」とは、第一条第六十一号イからハまでに掲げる要件をいう。

4　第一項及び第二項の「オペレーショナル預金要件」とは、第一条第六十二号イからハまでに掲げる要件をいう。

5　第一項及び第二項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　十分に細分化された預金データに基づき適格オペレーショナル預金の額を推定していること。

二　流動性ストレス時における引出しリスク（適格オペレーショナル預金の大部分が特定の少数の取引相手方によってのみ預け入れられていることに起因するリスクを含む。）を適切に勘案し、適格オペレーショナル預金の額を推定していること。

三　適格オペレーショナル預金の額を変動させる特定の要因を勘案して当該額を推定していること。

6　第一項及び第二項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　適格オペレーショナル預金の額の妥当性が、継続的に検証されること。

二　適格オペレーショナル預金の額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

三　適格オペレーショナル預金の額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

（適用の継続）

第二十九条　銀行持株会社等が前条第一項及び第二項の資金流出率を適用する場合には、第十七条の資金流出額の計算において、継続的に前条第一項及び第二項の資金流出率を適用することとする。

2　前項の規定にかかわらず、銀行持株会社等は、合理的な理由が存在する場合に限り、前条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、銀行持株会社等は、前条第三項及び第四項の要件並びに同条第五項及び第六項の基準を満たさなくなった場合には、同条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することとする。

（負債性有価証券によるホールセール無担保資金調達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率）

第三十条　ホールセール無担保資金調達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率は、百パーセントとする。

第四節　有担保資金調達等に係る資金流出額

（有担保資金調達等に係る資金流出額）

第三十一条　第十七条第三号に掲げる「有担保資金調達等に係る資金流出額」とは、銀行持株会社等が現に行っているレポ形式の取引等（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る。次項において同じ。）において取引相手方から受け入れている金銭の額（未使用の担保の額及び借入枠に相当する額を除く。）に次条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額に担保交換に係る資金流出額を加えた額をいう。

2　前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの（第六十一条第二項において「担保交換」という。）について、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。

一　銀行持株会社等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に次条に定める資金流出率を乗じて得た額

二　銀行持株会社等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方から金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十二条第一項に定める資金流入率を乗じて得た額